

○高齢者生活支援施設等整備事業補助金交付要綱（平成 23 年 5 月 2 日国住備第 43 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第 4 条 地方公共団体が、高齢者生活支援施設等整備事業を行う場合にあつては、国は、平成 23 年度から<b>令和 7 年度</b>までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものに限り、予算の範囲内で、地方公共団体が行う当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>第 5 条～第 15 条 （略）</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（補助事業）</p> <p>第 4 条 地方公共団体が、高齢者生活支援施設等整備事業を行う場合にあつては、国は、平成 23 年度から<b>平成 32 年度</b>までの間における歳出予算に係る国の補助を受けるものに限り、予算の範囲内で、地方公共団体が行う当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>第 5 条～第 15 条 （略）</p>